

各部課長等 各位

企画調整部長 佐藤次博  
(公印省略)

## 平成31年度予算の編成方針について

にかほ市財務規則第6条の規定に基づき、次のとおり平成31年度予算の編成方針を定めたので通知します。

### 1. 国の動向

日本経済は、平成24年度末から緩やかな回復基調が続いている。アベノミクスの推進により、名目GDPと実質GDPはともに過去最大規模まで拡大し、需給ギャップは内外需要の増加により、今後もプラス基調(需要が供給を上回る状態)で推移するとみられる。また、企業収益は過去最高を記録し、設備投資も増加しており、企業の業績改善に伴う雇用・所得環境の改善や労働参加率の上昇など、成長から配分への経済の好循環も回りつつある。その一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準まで強まっており、少子高齢化社会において持続的な成長経路を実現していくためには、質・量の両面での人材確保とともに生産性の向上が喫緊の課題となっている。

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める『人づくり革命』と、成長戦略の核となる『生産性革命』に最優先で取り組むとともに、『働き方改革』を推進し、現下の深刻な人手不足を踏まえ、専門的・技術的な『外国人材の受入れ』を進めることとしている。また、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大するとしている。

これらを踏まえ、7月に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、①年金・医療等の社会保障費は前年度当初予算額に高齢化等に伴う自然増 6,000 億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性に留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内、④その他経費は前年度当初予算額の 10%減の範囲内で要求できることとした。また、予算の重点化を進めるため、「基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推薦枠」を別枠で設け、前年度当初予算額からの削減額に応じて要求できることとした。その結果、9月に公表された各府省からの概算要求・要望の一般会計総額は、過去最大の102兆7,

658億円となり、5年連続で100兆円超となった。今後、予算編成過程において、31年10月からの消費税率引上げに伴う景気対策も上乘せされる予定で、当初予算として初めて100兆円を超える可能性も出てきている。

地方財政については、幼児教育の無償化等の人づくり革命の実現に向けた取り組みを進め、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保するとともに、安定的な地方税体系を構築するため、地方法人課税において税源の偏在を是正する新たな措置を講ずることとしている。また、地方の財政運営に必要な一般財源の総額を30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保しつつ、行政サービス改革を推進し、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化するとしている。

## 2. 秋田県の動向

秋田県は、「平成31年度当初予算編成方針」において、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策・事業、特に人口減少社会を克服するための事業に重点的に取り組み、庁舎業務の効率化、県民生活の利便性や経済活動の生産性の向上に資するICTやAIの利活用を積極的に促進するとしている。

財政見通しとしては、歳入面で、法人事業税や軽油引取税等の税収増が見込まれるものの、それら税収増や人口減少等により臨時財政対策債を含めた実質的交付税が減少し、一般財源総額の減少が見込まれることに加え、地域活性化対策基金が枯渇し財源となる基金残高が大幅に減少するほか、歳出面では、人件費と公債費は横ばい、社会保障関係経費は増加傾向で推移することが見込まれることから、今年度を上回る収支不足が見込まれるとしている。

こうした厳しい財政状況にあっても、将来に負担を先送りすることのないよう、プライマリーバランスの黒字維持、財政2基金の残高確保など、最低限の財政規律を維持しつつ、必要な取組の財源を確保するために、ゼロベースでの事業の見直しを徹底するほか、国の補助・交付金や民間資金など、外部資金の積極的な活用及び市町村や民間等の多様な主体との協働による取組を進める方針である。

具体的には、歳出の経常経費のうち裁量的経費は原則5%減、政策経費のうち裁量的経費は原則30%減、公共事業のうち県単独事業については原則20%減とすることなどを基準に、各部局の歳入・歳出の見直し等を行い、新規・拡充事業の財源として30億円程度の一般財源を確保することとしている。

## 3. 市の財政状況

一般会計の29年度決算は、実質収支が約1億7,855万円の黒字、市債の繰上償還額や財政調整基金の積立・取崩し額を加減した実質単年度収支が約7億5,274万円の黒字となった。歳入の一般財源は、市税が景気の回復基調等を反映し、個人市民税が前年度比で1.4%増、固定資産税が10.4%増、一方で、法人市民税は大手製造企業の組織再編等の影響により33.6%の大幅減となった。地方消費税交付金は精算基準の見直しにより4.1%増、地方交付税は法人市民

税の減収や合併特例債等の償還開始による公債費の増加などにより交付基準額は増加したものの、合併特例加算の段階的縮減により0.8%減、財源不足の調整による財政調整基金繰入金が210.6%の大幅増となり、財政調整基金繰入金を除く実質的一般財源総額は前年度比で約700万円減の約90億8,500万円となっている。また、29年度末の市債残高については、繰上償還の実施などにより前年度比で約12億円減の約162億円まで減少している。この決算に基づく財政健全化比率は、実質公債費比率が9.6%、将来負担比率が77.3%と、いずれも健全団体とされる範囲内にある。しかし、大型事業の熱回収施設等整備事業の償還開始などにより、実質公債費比率は前年度比で0.6ポイント悪化、財政構造の弾力化を示す経常収支比率も1.9%ポイント悪化しており、経常経費の抑制など財政の硬直化が進まないよう留意が必要である。

今後の財政見通しについては、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は人口減少や景気の先行きの不透明感などから今後も大幅な増収を見込めず、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減により更に減額されるなど、厳しい状況が続く見込みで、財政規模の縮小化は避けられない状況にある。他方、歳出面では、少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大、加えて消費税引上げによる歳出増加などが見込まれ、収支不足の拡大化が懸念される。

これまで将来を見据えた財政運営により、累計で60億円を超える市債の繰上償還を実施しながらも、29年度末で約24億円の財政調整基金を確保してきたが、前述の要因等を加味した10年後の基金残高見込みは、10億円程度まで減少する見込みである。今後の人口減少社会を見据え、将来世代へ過度な負担を残さず、健全な財政状況を維持するため、国・県の取り組みと歩調を合わせながら更なる歳出抑制に取り組む必要がある。

#### 4. 予算編成の基本的な考え方

平成31年度予算は、健全財政を保持しつつ、「第2次にかほ市総合発展計画(前期基本計画H29～33)」に掲げたまちづくりの基本方針に基づく諸施策や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとする。特に、総合戦略は最終年度であるため、目標達成に向け一層の施策展開が求められる。また、市長公約(4分野20項目)の事業については、就任2年目に入ることから、特にスピード感を持って取り組む必要がある。

予算の編成にあたっては、漫然と前例踏襲に陥ることなく、事業の統廃合や民間活力の導入、業務の簡素化、効率化などを常に念頭に置き、発想の転換や創意工夫を図るとともに、既存事業については、全ての事業に対して効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な経費の見直しを図ること。

平成31年10月からは、消費税増税に伴い、経費の増高が見込まれるが、更なる経費節減はもとより、歳入においても国・県の動向を的確に把握し、更なる財源の確保に努めるなど、事業財源は自ら捻出するという意識を持って、限られた財源の効率的な活用を図りたい。

また、平成30年度において、行政評価のスケジュールや事業評価区分等について見直しをしたところである。平成29年度事業の内部評価や外部評価、平成30年度事業の中間評価の結果を着実に平成31年度予算に反映させ、行政評価の実行性を保ち、効果的な予算要求を行うこと。

##### 【留意する計画等】

- 総合発展計画(前期基本計画:H29～33)

- 市長公約(4分野20項目)
- 行財政改革大綱(第3次:H27~31)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27~31)
- 事業実施計画(H29~31)
- 公共施設等総合管理計画(H29~)

## 5. 全体的事項

- 1) 平成31年度当初予算は、通年予算を編成する。  
年度途中の補正は、除雪費のほか、国・県等の制度改正、特定財源の確定、災害、その他特別な理由がある場合に限定する。
- 2) 実施計画や総合戦略に基づく事業は、予算編成作業の中で、実施年度や財源等を勘案して調整することとする。
- 3) 地方自治法の本旨である「最少経費・最大効果の原則」に則り、既存の事務事業については、すべてゼロベースからの見直し「スクラップ・アンド・ビルド」を実践すること。
- 4) 類似事業や重複する事業は、所管担当課間で横断的な連絡調整を行い、事業推進に支障のないように整理統合を進めること。
- 5) 平成30年度までの地区要望、議会等の要望事業について、31年度中に実施する旨の答弁をしている場合は、その内容を尊重しつつ、実施の方法を検討の上、要求漏れがないように計上すること。要望事業、市民との協働事業は、行政と市民の責務及び役割を明確化し、協力して行うべきもの、それぞれが行うべきものを精査・検討すること。
- 6) 法令遵守の基本原則を念頭に置き、条例等との整合性を必ず確認すること。また、条例改正等が必要な場合は、関係予算の議案提出前、若しくは同時に改正手続き等を行うこと。
- 7) 現場踏査等により、十分な現状把握を行った上で予算要求すること。
- 8) 各小・中学校予算は、本課において十分協議(ヒアリング)のうえ計上すること。
- 9) 予算要求は、すべて課長等が査定した内容で行うこととし、重要施策及び新規事業については、必ず部長査定を受けた上での要求とすること。
- 10) **消費税率については、平成31年10月から10%に引き上げられることを前提とする。**軽減税率制度や経過措置(契約・譲渡等の時期により適用される税率)に留意するとともに、改定に伴う影響額を明確にして要求すること。

## 6. 歳入について

- 1) 市税  
経済情勢の推移や税制改正の動向等を的確に把握し、見込み得る年間収入額を適正に見積ること。また、収納率の向上を図るため、より一層取り組みを強化すること。
- 2) 分担金及び負担金  
事業内容、受益度に応じた適正な受益者負担の確保を図ること。
- 3) 使用料及び手数料  
受益者負担の原則に立ち、著しく低負担のものや類似施設間の使用料に不均衡が生じて

いる場合は、近隣自治体等の現状を調査の上、再検討すること。手数料等関係法令に基づいて徴収するものについては、国・県の動向に十分留意すること。

#### 4) 国県支出金

国、県等の施策の方向性や予算編成の動向を可能な限り把握し、過大・過少見積りによる補正が生じないよう留意すること。

国費・県費の削減による市の一般財源への振替(市単独事業として実施)は、原則として認めない。平成31年度から国・県支出金が廃止・削減される事業は、その内容を明らかにすること。(提出資料5)

#### 5) 財産収入

市有財産については、現状を把握し、財産運用収入や財産売却収入など適正な価格の積算により見込み額を計上すること。また、未利用の売却可能資産は積極的に売却を検討すること。

#### 6) 市債

後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。また、予算計上にあたっては、交付税措置のある有利な事業債を優先すること。

#### 7) その他収入

広告収入、ネーミングライツやクラウドファンディングなど新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

#### 8) その他

各市民サービス班で収入する使用料等の歳入予算は、30年度組織再編に伴い実施した予算所属替え後の予算所属課において一括計上すること。

以上、歳入全般、的確な根拠で積算し、過大見積りによる「歳入欠かん」とならないように留意すること。

## 7. 歳出について

### 1) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)を除く経常的経費(注 1)は、原則として、30年度予算比5%減で所要額を見積もること。

(注1)経常的経費:毎年度、継続して固定的に支出される経費のこと。

### 2) 国・県補助事業は、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討・精査の上、計上すること。補助事業であっても補助残は一般財源となるので、補助率、事業効果、必要性及び緊急性について十分に検討し、優先度の高い事業を計上すること。

### 3) 貸付金については、制度継続の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期設定の有無等を必ず検証すること。

### 4) 各種団体等への負担金については、目的、効果及び必要性を再検証すること。

### 5) 各種団体等への補助金については、補助基準の明確化を図るとともに、継続の必要性、条件の見直し、終期設定の有無等を検証し、適正化に努めること。

※条件の見直し等を行う場合は、関係補助団体と十分協議すること。

### 6) 施設の改修・補修は将来的視点をもって、当面の使用に支障がある場合に計上すること。

その際、中長期的な視点から二重投資とならないよう注意すること。

7) 長期継続契約に基づく予算は、「契約期間」を見積書中に記載すること。

以上、歳出全般、的確な根拠で積算し、過大見積りを避け、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

## 8. 債務負担行為及び継続費について

○後年度における支出を義務付けるものであり、これを安易に設定することは将来の財政運営を圧迫し、財政の硬直化につながることになるので慎重を期すること。

○継続費は、事業費総額や年度割などに細心の注意を払い計上すること。

## 9. 特別会計及び企業会計に関すること

1) 特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、漫然と財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算性の堅持及び健全財政の確保に努めること。

2) 企業会計は、収支見通しや資金計画を検討の上、一般会計に準じて編成すること。

## 10. 予算編成の日程等

|             |  |
|-------------|--|
| 予算要求入力可能日   | 平成30年11月 1日(木) から                      |
| 予算要求入力期限    | 平成30年12月 5日(水) 正午まで                    |
| ヒアリング期間(予定) | 平成30年12月19日(水) から<br>平成31年 1月11日(金) まで |

\*ヒアリング日程は、12月6日(木)に掲示板に掲載予定。